

特定外来生物を防除するために。

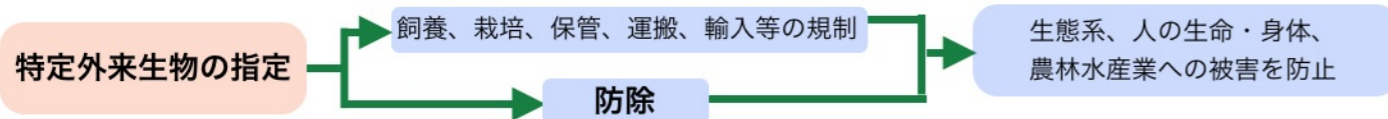
すでに被害を及ぼしていたり、及ぼす恐れがある特定外来生物について、国は必要に応じて防除を実施します。全国的な観点から優先度を判断し防除を進め、国以外の者が行う取組を促進。地域生態系等の観点から、地方公共団体や民間団体が行う取組も重要で、積極的に進めています。

●今後に向けての活動●

1
外来生物情報のネットワーク化、防除実績の蓄積、データベース化する必要があります。防除手法の向上も図らなければなりません。

2
単に「駆除」だけで終わるのではなく、効果的な「防除」、積極的な「利用」に向けた模索も必要となります。

3
たとえ外来生物であっても「命あるもの」であること認識した上で、環境意識の醸成、教育を進めることが大切です。



来た・見た・聞いた 淀川雑記帳



2016年4月に号外として「淀川の生物多様性」を発行しましたが、今回は「淀川の特定外来生物」を特集しました。4月号外と同様、毎号の裏表紙コラムをお願いしている池田哲哉さんに基本骨子を立てていただき、それに肉付けするようなカタチでまとめました。掲載した生物写真も、池田さんご本人が撮影したものです。

特定外来生物が淀川に与える影響はとても深刻です。もちろん、駆除する必要がありますが、その生きものたちが悪いものではありません。人間によって日本に持ち込まれた被害者とも言えます。駆除や防除を進める際には、それらの「命」をどのように活かすのかを考えていきたいと思っています。(編集長・石山郁慧)



技術士(総合技術監理部門、建設部門、水産部門)
環境省 環境カウンセラー(事業者部門)
池田哲哉さん

デザイン監修: NPO法人nature works 泉野幸彦・ありさだあきよ
イラスト監修: NPO法人nature works 小村一也
取材協力: 人を自然に近づける川いい会
発行支援: 国土交通省 淀川河川事務所



バックナンバーは、<http://npo-natureworks.net/> の「無料の資料」からダウンロードできます。

淀川自然

2016年12月号

号外

画報

淀川水系の生物多様性を見る・知る・楽しむ
生きもののシグナル

YODOGAWA SHIZEN GAHO

特集 淀川の特定外来生物

外来生物とは、もともとその地域にいなかった生物で人間によって運び込まれたものです。
海外から運ばれた生物(国外外来種)だけでなく国内であっても他地域から持ち込まれた生物(国内外来種)も含まれます。
ただし、渡り鳥、海流により運ばれる魚類や植物の種子など人間が関与せず、自然の力で移動する生物は外来生物ではありません。
日本国内の野外に生息する国外外来種は分かっているだけでも約2,000種とされています。
ちなみに、農作物や医薬品など私たちの生活に利用されている有益な外来生物もいます。

侵入経路

- 意図的な導入
 - ・緑化や牧草として
 - ・釣りなどのレジャー目的として
 - ・食用のための栽培や養殖として
 - ・ペットや観葉植物が捨てられたりして
 - ・加害動物や植物を駆除するための天敵として
- 非意図的な導入
 - ・外国船舶や輸入品とともに
 - ・宿主動物に伴う寄生虫なども
 - ・ペットや養殖動物が逃げたりして

発行責任者 淀川管内河川レンジャー・石山郁慧

淀川で
確認されている
特定外来生物



オオクチバス



ヌートリア



カミツキガメ



アライグマ



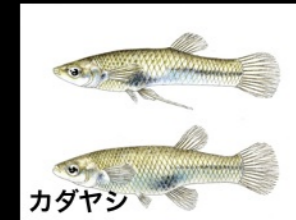
セアカゴケグモ



ブルーギル



アルゼンチンアリ



カダヤシ

外来生物はさまざまな影響を与えます。

外来生物の多くは子孫を残せず、定着しないと考えられていますが、中には子孫を残し定着することができるものがあります。定着すると、下記のような問題点が出てきます。

1 生態系への影響

地域の生態系は、生物同士の捕食・競争・駆逐という関係を繰り返して、長い年月をかけ形成されてきました。ここに外来生物が入ると、在来種を捕食したり、エサや生息場を巡った競争、近縁種と交雑が起こります。在来種の減少・絶滅、遺伝子の多様性の減少など生態系をくずす原因となるのです。

2 人の生命・身体への影響

噛み付かれたり、毒性のあるものに刺されたりする危険性があります。毒をもつセアカゴケグモ、狂暴なカミツキガメ、家に侵入するアルゼンチンアリ、家屋を傷つけるアライグマなどは人の生活に直接被害を与えます。

3 農林水産業への影響

畑を荒らしたり、漁業対象生物を捕食します。アライグマは雑食性であり、在来生物だけでなく、スイカや養殖魚を食べたりします。また、ヌートリアは水稻・ニンジン・サツマイモなどの食害を与えます。

特定外来生物は、海外起源の種のみです。

人間の生活に利用されている外来生物もありますが、中には繁殖・拡大し過ぎて、生活や私たちの生活に大きな影響を与えるものもあります。それらが侵略的外来生物です。この侵略的外来生物の中で、環境省が国外起源の種のみを特定外来生物として選定しました。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。そして、2005年6月には外来生物法が施行されました。正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」です。目的は、特定外来生物による「生態系」、「人の生命・身体」、「農林水産業」への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。



外来生物 被害予防 「三原則」

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を日本に「入れない」こと。

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に出さないために「捨てない」こと。

3 拡げない

野外で外来生物が繁殖してしまっている場合は「拡げない」こと。



アレチウリ



アソラ・クリスタータ



ポタンウキクサ



ミスヒマワリ



オオキンケイギク



オオフサモ



ナガエツルノゲイトウ



オオカワジシャ

特定外来生物
ポスター
下記URLから
無料ダウンロード
できます

<http://npo-natureworks.net/18/gairai.html>